

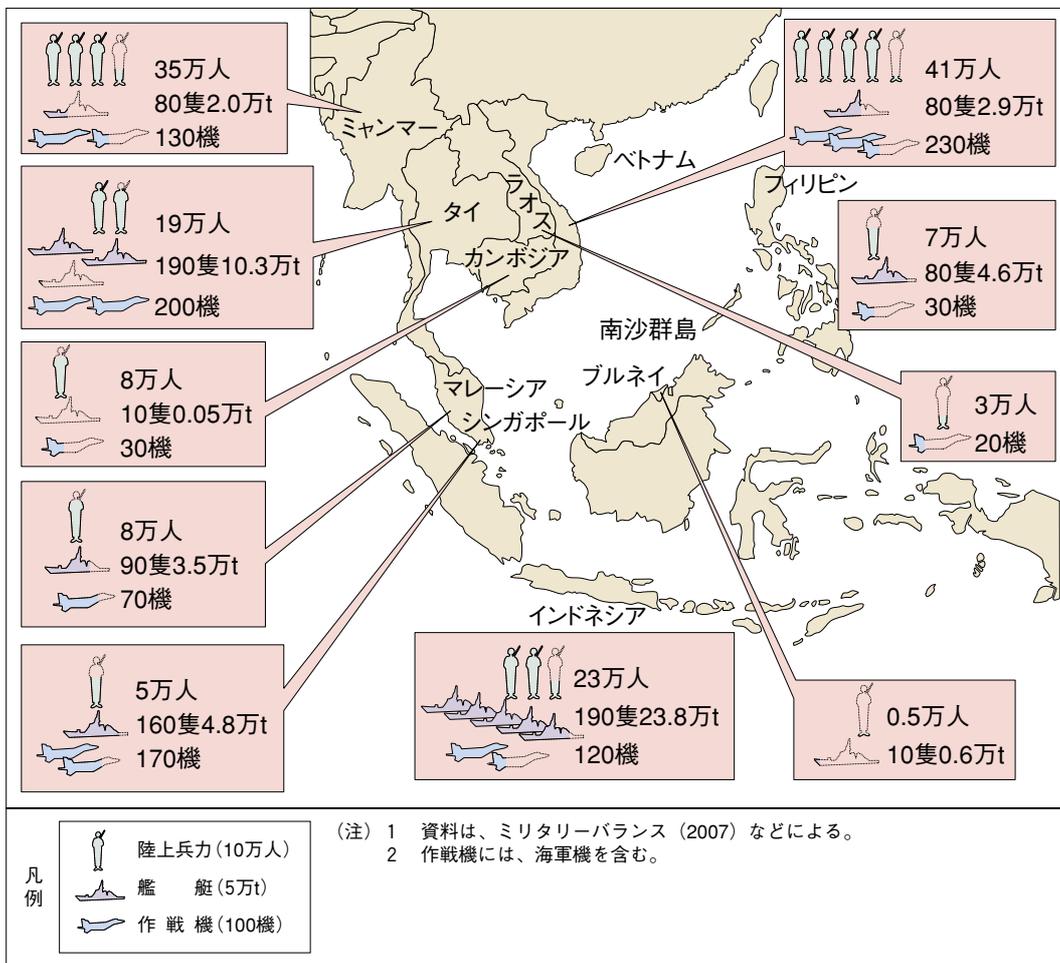
第5節 東南アジア

1 全般

東南アジアは、マラッカ海峡、南シナ海やインドネシア、フィリピンの近海を含み、太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝を占めている。この地域の各国は、政治的安定と着実な経済的發展に努めるとともに、域内外の各国との相互依存関係を深めてきた。一方、この地域には、

南沙群島などの領有権をめぐる対立や、少数民族問題、分離・独立運動、イスラム過激派などが依然として不安定要素として存在しており、船舶の安全な航行を妨害する海賊行為なども発生している。そのため、この地域においては、テロ対処、海賊などの取締りなど、各国の抱

図表 I-2-5-1 東南アジアにおける兵力状況（概数）



える安全保障上の課題に応じた軍力などの形成に努めているほか、艦艇の新規導入などによる海軍力の整備や新型の戦闘機の導入などの軍の近代化が進められてきている¹。

(図表 I-2-5-1 参照)

同時に、この地域においては、テロや海賊のような国境を超える問題への対応のための多国間の協力も進展している。各種のASEAN会議において、テロ問題が継続的に協議されており、昨年7月のARF閣僚会合では、ASEAN Regional Forum「サイバー攻撃及びテロリストによるサイバー空間の悪用との闘いにおける協力に関するARF声明」などが採択されている。04(平成16)年7月には、マレーシア、インドネシアおよびシンガポールの3か国が、マラッカ・

シンガポール海峡の海賊などの警戒のため、3か国の海軍が互いに連携を取りつつ各々自国の領域をパトロールする「調整されたパトロール(The Trilateral Coordinated Patrols)」を開始し、05(同17)年9月には、沿岸3か国の航空機による共同パトロール(Eyes in the Sky)も始動させている。また、04(同16)年以降、マレーシア、シンガポール、英国、オーストラリア、ニュージーランドによる「5か国防衛取極め(FPDA)」の枠組みで、海上阻止訓練などを内容とする共同統合演習が毎年実施されている。わが国が提案・主導した「アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)」²については、昨年9月に発効し、同年11月には、同協定に基づく情報共有センターがシンガポールに設立された。

2 安全保障面での米国との協力関係

東南アジア諸国の多くは、5か国防衛取極めに基づく共同演習など域内外の国と共同演習を行っているほか、米国との間で安全保障面での協力関係を築いてきている。

米国は、シンガポールを「主要な安全保障協力パートナー」と位置づけている。05(平成17)年7月、両国は、「防衛および安全保障分野でのより緊密な協力パートナーシップのための戦略的枠組み協定」を締結し、反テロ、大量破壊兵器の拡散防止、防衛技術協力、共同軍事演習・訓練、政策対話などの分野における協力の一層の強化に合意した。

フィリピンと米国の間では、00(同12)年以降、両国間の大規模な演習である「バリカタン」が再開されている。本年2月から3月にかけて行われた「バリカタン07」では、フィリピン軍約1,200人および米軍約400人が参加

して、指揮所演習およびスルー諸島などでの民生支援活動が実施された。

タイと米国は、82(昭和57)年より、大規模な二国間演習である「コブラ・ゴールド」を行っており、00(平成12)年以降は多国間演習となっている。米国は、昨年9月に起きたタイの軍事クーデターを受け、同国への軍事援助約2,400万ドルの停止を発表したが、本年の演習「コブラ・ゴールド07」については、例年どおり米国とタイの共催により実施されている。本年5月に実施された同演習では、タイ軍と米軍による実動演習のほか、PKOのための指揮所演習、演習地域に対する民生協力など、戦闘目的以外の項目についても訓練が行われた¹。

03(同15)年には、米国は、フィリピンとタイに対し、「主要な非NATO同盟国」²の地位を付与している。

インドネシアとの関係では、04(同16)年12月に発生

1-1) 近年の各国による空軍力強化の例として、04(平成16)年にはベトナムがSu-30戦闘機、インドネシアがSu-27およびSu-30戦闘機を導入しているほか、05(同17)年には、シンガポールがF-15戦闘機の購入契約を米国との間で締結している。さらに、マレーシアは本年中にSu-30戦闘機を導入する予定である。また、海軍力強化の例として、02(同14)年には、それまで潜水艦を保有してこなかったマレーシアがスコルペン級潜水艦の購入契約をフランスとの間で締結しているほか、05(同17)年には、シンガポールがヴェスターゴトランド級潜水艦の購入契約をスウェーデンとの間で締結している。

2) 海賊に関する情報共有体制と各国協力網の構築を通じ、海上保安機関間の協力強化を図ることを目的としている。交渉に参加した16か国のうち、インドネシアとマレーシアを除く14か国(日本、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア、中国、韓国、インド、スリランカ、バングラデシュ)が締約国となっている(昨年11月現在)。

2-1) 本年5月の同演習には、タイ、米国、日本、シンガポール、インドネシアのほか、9か国が参加した。

2) 「主要な非NATO同盟国」とは、米国の「1961年対外支援法」と「1987年ナン修正案」により定められたもので、指定国に対し装備品の譲渡など、軍事面での優遇措置を与えるもの。米国との緊密な軍事協力関係を示す象徴的意味合いも大きい。

したスマトラ島沖地震・インド洋津波災害において、米国は、エイブラハム・リンカーン空母打撃群などをこの地域に急派し、インドネシア国軍とも連携して、各国の被災民救援活動を主導した。また、米国は、05（同17）年2月、92（同4）年以降中断していたインドネシアに対する「国際軍事教育訓練（IMET）」を再開³する意向を表明し、同年11月には、インドネシアに対する武器輸出の再開を決定した。

ベトナムに関しては、05（同17）年6月にファン・ヴァン・カイ首相（当時）による米国訪問が実現し、ブッシュ米大統領との間で、両国関係を新たな発展段階に押し上げることに合意した。さらに、IMETに関する署名も行われ、両国の軍事協力面において大きな進展が見られた。また、昨年6月には、ラムズフェルド米国防長官

（当時）がベトナムを訪問してファム・ヴァン・チャー国防相（当時）と会談し、両国の軍事交流を拡大することで合意した。

また、00（同12）年以降、米太平洋軍が主催し、東南アジア諸国をはじめ、国連や国際機関なども参加する多国籍活動立案・能力強化チーム（MPAT）プログラムが実施されている。これは、大規模な災害などの際に、多くの国が軍隊などを派遣し救援任務に当たらせる場合などを想定して、あらかじめ派遣が想定されるスタッフの間で、人的交流や標準作業要領の議論などを進めておくことを目的とするものであり、同プログラムの経験は、スマトラ島沖地震・インド洋津波災害における被災民救援活動などに寄与してきたとされている。

3 東ティモール情勢

東ティモールでは、西部出身兵士の処遇をめぐる問題が政治的・社会的な対立に発展し、昨年4月に、首都ディリで騒擾事件^{そうじょう}が発生したほか、同年5月には、憲兵隊員が国軍から離脱して国軍本部を襲撃するなど治安が悪化した。同年5月末には、東ティモール政府の要請を受け、オーストラリア、ニュージーランド、ポルトガル、マレーシアの4か国が国際治安部隊を現地に派遣した。また、同年8月には、国連安保理決議第1704号の採択により、大統領選挙・議会選挙の支援、治安の回復と維持、治安部門の再建支援などを任務とする国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）が設立され、国際治安部隊とも協力しながら活動を続けている¹。本年4月には独立後初の大統領選が行われ、5月の決選投票を経て、首相（当時）のラモス・ホルタ氏が大統領に選出された。

2-3) IMETは、米国の同盟国および友好国の軍関係者に対し、米国の軍教育機関などへの留学・研修の機会を提供するもの。76（昭和51）年に開始。インドネシアに対しては、インドネシア当局による東ティモール独立運動の弾圧に対する制裁措置として99（平成11）年以降中断していた。

3-1) 本年3月現在、軍事要員33名、警察官1,555名および文民要員など1,161名が展開している。

4 南沙群島

南沙群島は、南シナ海の中央に位置し、約100の小島と岩礁からなる。この群島の周辺は、石油、天然ガスなどの海底資源の存在が有望視されるほか、豊富な漁業資源に恵まれ、また、海上交通の要衝^{ようしゅう}でもある。この群島に対しては、現在、中国、台湾とベトナムが全部の、また、フィリピン、マレーシアとブルネイがその一部の領有権を主張している。この群島をめぐり、88（昭和63）年には、中国とベトナムの海軍が武力衝突し一時緊張が高まったが、その後、大きな武力衝突は生起していない。しかし、中国に対しては、92（平成4）年の領海法制定、95（同7）年のミスターフ礁における建造物構築やその後の同建造物拡充などに関して、各国が反発している。また、99（同11）年には、マレーシアが新たな建造物を構築しているとして、フィリピンが抗議を行うなど、ASEAN諸国内での立場の違いも存在する。

この問題に関しては、当初、中国は、二国間交渉を主張してきたが、その後、関係国全体として平和的な解決を目指す動きも見られるに至った。ARF閣僚会合の議長声明においても、この問題の平和的解決を図る各国の努

力を歓迎する旨、毎年言及されているほか、ASEAN諸国は、新たな礁の占拠禁止などを内容とする「南シナ海における地域行動規範」草案を取りまとめた¹。他方、02（同14）年11月、ASEANと中国の首脳会議で、領有権問題の平和的解決へ向けた「南シナ海における関係国の行動宣言」²が署名された。

近年、中国は、主権問題を棚上げした形で、同群島海域での資源開発を優先するよう関係国に対して積極的に働きかけている。04（同16）年9月、フィリピンとの間で南沙群島海域での共同油田探査に合意したのに続き、05（同17）年3月、フィリピン、ベトナムとの3か国で南シナ海における石油・天然ガスの共同探査を開始することに合意した。また、05（同17）年7月には、ASEAN外相会議において、ASEANと中国の間で南シナ海海域での資源開発に関する共同作業部会の設置が決定されている。しかしながら、南沙群島をはじめとする南シナ海では、依然として領有権をめぐる各国の主張は対立していることから、引き続き関係国の動向や問題解決に向けた協議の行方が注目される。

1) 「南シナ海における地域行動規範」草案は、99（平成11）年のASEAN・中国事務レベル協議において提案され、作業部会において協議が継続されているが、細部について意見の隔たりが大きく策定に至っていない。

2) 「南シナ海における関係国の行動宣言」には、南シナ海における問題を解決する際のおおまかな原則について明記されているが、政治宣言であり、法的拘束力はないことから、より具体的な行動を定め、かつ法的拘束力を有する「南シナ海における地域行動規範」の策定に努力する旨も明記されている。